住所　京都市左京区岩倉中大鷺町８番地
鄭未香　平成元年10月20日生
住所　大阪市平野区加美東４丁目20番20―205号
沈友美　昭和61年４月４日生
住所　大阪府枚方市宮之阪４丁目51番30―305号
李東峰　昭和56年11月１日生
住所　大分県中津市大字下池永790番地１
丁雲蘭　昭和46年９月19日生
潘偉倩　平成７年７月22日生
住所　福岡市博多区板付７丁目１番５―407号
李實　昭和49年５月31日生
住所　福岡市東区御島崎１丁目１番406号
高暁鵬　昭和56年10月30日生
高祺　平成19年３月８日生
高**祥**　平成24年６月１日生
住所　千葉県流山市大字西平井1015番地１
高太一　昭和60年９月21日生
住所　岐阜県関市市平賀471番地
エリザ・マキ・ナカオカ　昭和44年８月28日生
ブルノ・エイジ・コジマ　平成４年５月１日生
住所　岐阜市清1130番地１
朴純一　昭和56年10月４日生
住所　栃木県宇都宮市西原町195番地39
金正偉　昭和55年５月31日生
住所　岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目78番地１
朴歩美　昭和59年５月19日生
住所　岡山県倉敷市水島海岸通１丁目３番地６
朴水子　昭和16年６月29日生
住所　岐阜県高山市朝日町青屋2914番地
シンディ・ロヨラ・ツカウエ　昭和47年９月22日生
住所　東京都豊島区高田２丁目８番９―311号
ラケル・シゲコ・ヒガ・スィネロス・デ・イナシマ　昭和50年１月21日生
住所　奈良市中登美ヶ丘４丁目１番地
鄭郁子　昭和47年１月22日生
住所　愛知県江南市布袋町北38番地
禹直子　昭和49年５月４日生
住所　名古屋市天白区大坪２丁目1109番地
李美奈　昭和51年８月31日生
住所　名古屋市熱田区新尾頭１丁目２番２号
趙明美　昭和27年６月17日生
住所　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸30番地
劉愛麗　昭和53年３月13日生
楊奥**祺**　平成18年３月６日生
楊奥朔　平成19年８月２日生
住所　愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地485
陳依茜　平成７年11月24日生
住所　名古屋市緑区大高町字折戸26番地３
李明　昭和15年９月13日生
住所　静岡市駿河区大谷820番地20
尹**琭**暎　昭和54年２月９日生
住所　山口県下関市川中豊町７丁目12番13―201号
徐玉順　昭和47年12月26日生
住所　東京都葛飾区東立石２丁目15番22号
嚴柱萬　昭和17年７月８日生
鄭壽美子　昭和21年４月25日生
住所　埼玉県朝霞市泉水３丁目１番26―503号
朴吉洪　昭和55年４月４日生
住所　埼玉県行田市佐間３丁目12番18号
金竜也　昭和54年２月25日生
住所　横浜市戸塚区前田町214番地１
蓋世雄　昭和50年２月18日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央４丁目43番10―502号
ファハミダ・ヌスラト　昭和59年９月21日生
住所　川崎市高津区久地３丁目16番５―1806号
陳衛　昭和42年９月８日生
郭格格　平成６年６月28日生

○外務省告示第五十号

平成二十五年一月十八日にジャカルタで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十五年二月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百五十四億九千万円（一五、四九〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際復興開発銀行による第八次開発政策借款の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてインドネシア共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・八パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドネシア共和国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドネシアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、インドネシア共和国政府の国家予算に編入され、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために使用される。

5　借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

6　インドネシア共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

7　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

8　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

9　(1)　インドネシア共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

(2)　インドネシア共和国政府は、この了解に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、インドネシア共和国の関係法令に従って借款を使用する。

10　(1)　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況を随時検討し、必要に応じ、改革計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年一月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　鹿取克章

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長　ユリ・タムリン閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。